

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

令和2年9月

府省等名 タ 総務省

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1)令和2年度の取組

評価項目設定事業	取組内容	参考(令和元年度実績等)
(2)に掲げる事業以外の事業	指針に基づく評価項目の設定	約169.12億円

(2)令和3年度以降の取組(令和2年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

①令和3年度

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)
消防防災科学技術研究推進制度	当制度における公募要領及び審査要領の改訂が必要であることから、令和2年度からの導入が困難であり、有識者で構成された評価会で承認を得て導入方法が整う、令和3年度から導入予定。	約1.3億円
	令和3年度以降、全面導入。	

②令和4年度以降

評価項目設定開始事業	実施困難な事情	参考(令和元年度実績等)

(参考) 指針対象想定事業規模見込(令和元年度実績)

	金額(億円)	件数(件)
【府省等名／法人名】における公共調達総額	1,356.9	1,963
指針対象想定事業規模	522.9	392
総合評価落札方式による事業	515.8	355
随意契約のうち企画競争等による事業	7.1	37

※指針対象想定事業規模見込については、令和元年度実績を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書に該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業(令和元年度実績)	約0.93億円
--	---------